

区内商工業者に對する 事業資金の融資について

八月一日より取扱

三、貸付対象

東京山手信用金庫池袋支店
京北信用金庫
以上の三信用金庫を取扱金融機
関として指定してあります。

本区内において引続き一ケ年以
上同一場所、同一事業を営む
中小商工業者及びこれに準ずる者で、適切な事業計画
をもち、且つ特別区民税を完納した区民であつて、貸
付金の返済能力を有し確実な保証人のある者でありま
す。

この度本区に於ては区内中小商工業者の事業経営に必
要な事業資金の小口融資を計画致し去る七月十日、区議
会の承認を得ましたので愈々八月一日より実施する運び
になりました。

自立日本経済確立の必要は平和条約の発効に伴い愈々
緊急な国家的課題となつて来たことは今更申すまでもあ
りません。この自立経済の達成の上において、中小商工
業の占める役割の愈々重大であること、而してこの重大
な役割を占める中小商工業者の最大の悩みは金融難であ
ることも亦警告を要しません。

故に政府に於ては商工組合中央金庫、国民金融公庫等
の中小商工業専門金融機関の設置強化を図り、また本都
府においても中小企業小口運転資金の貸付、長期運転資金
の転貸融資及び中小企業近代化設備資金の貸付等都直接
の諸制度を設け夫々中小商工業を対象としてその特殊の
需要に応じておりますが、これらは何れも協同組合或は
組合員等を主に対象として融資して居るので、区内中小
商工業者就中小企業者で、これらの専門金融機関または
制度を利用して居る者は極く狭い範圍であつて、所謂
金融とか或は高利の金融を利用して居る者が案外多い現
況であります。

本区が事業資金の小口融資を実施致しますことは、即
ちこの融資によつて、多少なりとも本区中小商工業者の
蒙るべき経済的圧迫を緩和すると共に、自己資本の充実
による経営自立態勢を確立し以て本区商工業の振興に寄
与せんとするものであります。

一、融資金額 壹千円

区から融資基金として、五百万円を取扱金融機関に定
期預金として預託し、取扱金融機関はこれを回転基金
として、この二倍即ち壹千円を貸付けます。

二、取扱金融機関

京東信用金庫

四、貸付金の使途、金額、期間及び利息

貸付金の使途は商工業等事業経営に必要な事業資金
即ち運転資金及び設備資金であります。

五、借入れ手続

(1) 借入れ申込みは区役所商工課内商工相談所におい
て受付ます。

(2) 借入れ申込みをされた者について、商工相談所にお
いて一応調査をし、適当と認められる者を区長が取扱
金融機関に紹介いたします。この者について取扱金融機
関は一般貸付手続に準じて貸付ます。

六、保証及び担保

二人以内の連帯保証人、有価証券、不動産担保、又は
東京信用保証協会の保証、中小企業信用保険の契約等
何れかによることとします。

七、返済方法

この貸付金の返済は日掛又は月掛の方法によることと
し、貸付金の利息は毎月末の借入残高についてのみ、
支払うものとします。

八、金庫出資金

貸付に際しての金庫出資金は五百円とし、貸付金返還
後希望者については、返還又は譲渡の措置をとり得ます。

九、取扱期日

この融資の取扱は八月一日より開始致します。

一〇、問合せ先

区役所商工課内 商工相談所

区政協力感謝慰安会開催

会場は豊島公会堂使用
各地区共夫々一日宛開催

区政万般にわたつて、区民
各位の平素の御理解ある御協
力により、復興も著しく進歩
し、今では抑しも抑されもし
ない城北の大玄関として、須
藤区長の標榜する第二の丸の
内としての盛容も正に成らん
とするときにあたり、本区に
おいては各区政地区委員会と
共催により、区民の総力を挙
げて建設した我等が文化の殿
堂豊島公会堂において区政協
力感謝(納涼)慰安会を各地区
共夫々一日あて(概ね盛夏夕
の二回)開催し、区民各位の日
頃の御協力に對し、報ゆると
共に今後尚一層の御支援御厚
力を要請することとなつた。
なお、計画は各地区委員会
において立案し、各地区毎
の特色を生かし、映画、演
劇、のど自慢等々多彩に行
はれるものと御期待下さ
い。期間は概ね八月上旬よ
り九月上旬までに全地区終
る予定である。

「区政地区委員会開催状況」

豊島区政地区委員会の七
月定例並臨時委員会は、各地
区共夫々区役所関係各課長の
出席を得て開催された。
主なる協議事項は次の通り
である。

区民プールを御利用下さい

夏の区民レクリエーション
の一助として、本区において
は、次の要領により旧西巣鴨
小学校プールを区民プールと
して一般区民に開放すること
になつた。

区民各位の御利用をお待ち
している。

一、所在地 西巣鴨二丁目二〇
一、期間 自八月五日至全世
界

一、時間
第一回 前六時～前二時
第二回 前三時～后二時
第三回 后三時～后四時
第四回 后五時～后七時
一、料金 一回廿円、
尚回数券が次の二種準備
してあるから利用されたい
十一回綴 貳百円也
五回綴 百円也

豊島区財政の現状について

豊島区財政事情の作成及公表に關する条例に基き本区の財政事情を告示第七号をもつて次のとおり公表いたしました。

緒言

昭和二十七年年度の本区の財政事情につきまして、前回は年度当初より九月末日までの上半期について公表いたしました。今回は引続き十月より本年三月末日に至る下半期における予算の収入支出の状況、区民負担の状況、区有財産及一時借入金等の現在高、区営公益質屋事業の経理状況並昭和二十八年年度当初予算の編成方針等について御報告いたし豊島区の財政の姿をこの白書より御理解され、区政発展の爲により一層の御協力を懇願致す次第であります。

豫算の概要

前回公表当時の予算額は四三、八七四、六〇六円でありましたが、今期間内に二回の追加更生を實施いたし、昭和二十七年年度最終予算額は五、九二〇、七五七円となつたのであります。この差額八三、三二六、一五一円のうち、本年二月に五六、五六〇、三六五円を計上いたしてありますがこの内容を歳入より概説しますと、まず都支出金により充当した経費は二六、二三九、六八八円であり特定財源即ち見返財源として收支同額が計上されているものには堀鑿道路復旧費及授

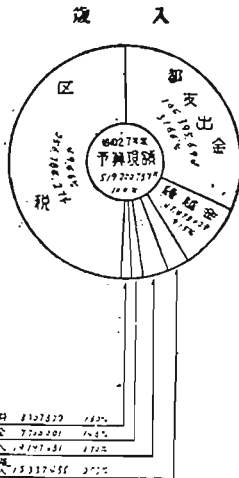
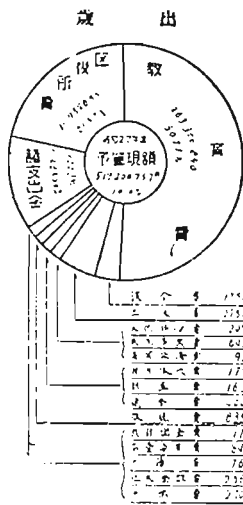
産場収入等で八、六一一、四七四円、人税外収入としては前年度決算剰余金による繰越金その他で二、二〇八、七〇七円、自主財源の区税よりは九、五〇〇、四九六円をそれぞれ見込計上いたしております。次に歳出について述べますとこの追加額のうち三六、七六六、三三一円は昨年十一月実施した職員のス改訂による基準給与の二割増と期末手当であり、残額一九、七九四、〇三四円を一般事務事業経費に追加計上いたしました。その主なものは、堀鑿道路復

旧費に要する経費を始め、教育委員会の発足による運営費、区政施行二十周年記念事業費、豊島公会堂の落成による本年度分運営費、年末における生活困窮者の応急援護費、および其の他の経費にそれぞれ充当されております。ついで本期間の第二回追加更正として総額二六、七六五、七八六円が三月二十七日に議決されましたが、これは前回の追加更正において職員のス改訂

ス改訂及期末手当並教育委員会運営費等の経費が都支出金によつて賄れたのが、今回財政調整納付金の再調整により、納付金の減額による財源に振替られたため、その組替を實施し、更にその精算不足額を区民税の更正決定財源を以つて補足したものであります。尚都支出金関係におきましては、要町小学校分校外三校分の校地買収費補助金及昭和二十七年年度校舎建設費の精算交

付金等を夫々財源として見込んであります。歳出につきましては、前述の本年度校地買収費の追加額として二五、八二二、九〇〇円並校舎建設費の本年度分精算追加額五、四九二、七二〇円が主でありまして、其の他は期末手当の組替並一部不足額の追加及衆議院議員選挙費の精算追加等であります。以上今期予算の概要を述べましたが、この補正予算の編成に当つては同年度における最

終補正とも申すべきものであります。すべし確定財源を以つてこれに充て、歳出においては何れも不可避的支出に充当して收支の均衡を図つたのであります。以上の歳入歳出を百分率で表わしますと別表の通りであります。尚後掲の昭和二十七年年度における予算推移状況を併せ御参照下さい。



昭和27年度予算推移の状況 (昭和28年3月31日現在)

科 目(款)	歳 入			昭和27年度 予算総額
	前回公表 予 算	2月追加 更正額	3月追加 更正額	
1 区 税	225,568,456	9,500,495	21,715,322	256,784,274
2 使用料及手数料	5,683,542	2,624,280		8,307,822
3 寄附金	7,700,001			7,700,001
4 雑収入	11,807,126	7,390,355		19,197,481
5 公営企業及財産 収入	15,337,456			15,337,456
6 繰越金	36,672,483	10,805,546		47,478,029
7 都支出金	133,105,542	26,239,688	5,050,464	164,395,694
歳 入 合 計	735,874,606	56,560,365	26,765,786	519,200,757

科 目(款)	歳 出			昭和27年度 予算総額
	前回公表 予 算	2月追加 更正額	3月追加 更正額	
1 社会費	14,461,722	3,060,235		17,521,957
2 区役所	86,041,457	25,019,871	896,527	111,957,855
3 土木	17,081,782	10,435,273		27,517,055
4 教育	219,254,449	12,372,671	31,673,770	263,300,890

昭和 27 年度公益貸屋事業
歳入歳出予算概要
歳入概要

Table with 4 columns: 科目, 項目, 豫算額, 収入済額. Rows include 事業収入, 返還金, 雑収入, 歳入合計.

本区々當公益貸屋につきま... 昭和三十七年四月一日... 三月区議会の議決を経て、五

公益質屋事業の概要

五五、六四四円が追加計上

本区の借入金金は昭和二十八年... 一月九日本区取引銀行より... 返済し三月末日現在借入金は

一時借入金現在高

ありませぬ。右借入金金は時期的に歳計現金に不足を生じたため、支払資金として運用したものであります。

歳出概要

Table with 5 columns: 科目, 項目, 豫算額, 支出済額, 備考. Rows include 業務費, 事務費, 諸費, 豫備費, 歳出合計.

昭和 28 年度歳入歳出予算

Large table with 6 columns: 科目, 歳入, 歳出, 豫算額, 百分比. Rows include 区使料, 手数料, 寄附金, 雑収入, 公営企業収入, 繰越金, 都支金, 議会費, 役所費, 教育費, etc.

昭和二十八年歳入歳出予算の編成については、昭和二十七年八月地方自治法の改正に伴い、毎会計年度の歳入歳出豫算書は年度開始前一月以内に

昭和二十八年年度歳入歳出予算の概要

れ、貸付資金としてこれを充... 当致しました。斯くて本公表現在の予算額は二七、九五四、五五五円とな

つた次第であります。科目別予算額並に收支状況につきまして次掲の概要を御参照下さい。

会の審議を経て二月六日の区議会に提出、更に十日間の審議期間を置いて二月二十六日の区議会で可決成立を見るに至りました。その内容は次表のとおりであります。この財源については、昨秋の衆議院の解散ならば、今春の再解散と参議院の改選等政局の不安定は国家豫算を不確定ならしめ、ひいては平衡交付金に多大なる比重をもつ地方財政に響き、この結果は本年度都区財政調整の問題を未解決ならしめ、極度に窮乏せる財源により本予算を編成するの余蘊なき状態に置かれるに至つたのであります。本区におきましても斯くの如く財源の明定を欠き歳出面におきましては、人件費の膨脹並に懸案の諸事業等を思い合せ、本年度においては年間豫算の計上すらあやぶまれる程本区財政状態は樂觀を許さざる状況にあつたのであります。極力冗費を省き喫緊所要の経費に充当し専ら民生の安定と幸福とに寄与せんことを念願して、本予算の編成方針と致したのであります。以上昭和二十八年当初豫算編成の方針を概説致しました。が、この内容については次期財政事情に公表致します。尚同日同時可決されました特別会計、豊島区公益貸屋事業の歳入歳出豫算については別表を御参照下さい。

昭和 28 年度公益貸屋事業歳入歳出予算

Table with 6 columns: 科目, 歳入, 歳出, 豫算額, 百分比. Rows include 事業収入, 返還金, 雑収入, 繰越金, 歳入合計, 業務費, 事務費, 諸費, 豫備費, 歳出合計.

結語

以上で本期間中における財政の運営状況を説明いたしました。行政自治の拡充強化は財政力の確保によつて実現されるのであります。従つて区の発展を基礎づけその原動力となる区税収入の如何は直ちに区行政に重大なる影響を及ぼす結果になります。ことは、毎回の公表でお伝え致したとおりであります。何卒区民各位のより一層の御援助と御協力を切願致しまして本白書の結びと致します。

建築物の台風対策

建築課

台風シーズンが近づいてきました。区民各位におかれは、気象情報に注意されると共に、家屋の台風対策に心掛けていただきたい。

まず、風が家屋に吹き当たると、家屋の各部には、第一図のような圧力と吸引力が起ります。

I 既存家屋に対する台風の被害予防

普段から家屋の腐蝕部分、破損箇所に留意することは、もちろんであるが情報により台風の襲来が必至となつた場合は、次の方法で被害を予防して下さい。

1 環境の整備

家屋の敷地及びその周辺の排水路、マンホール等を清掃し、樹木を補強しておくこと。

2 建物各部の補強及び整備

(1) 開口部 (第二図参照)

ア、台風の際に最も大切な事は、屋内に風を入れないことであつて、雨戸、硝子戸等は風圧力によつて吹き飛ばされぬよう、大貫又は小

すなはち、風上の壁面は、内側に向う大きい圧力を受け、軒先には、上方に向う大きい吸引力が作用します。

上記の建物に対する風の作用を知つた上で、既存家屋と工事中の家屋について、台風対策を述べます。

割材で斜十文字に大釘で柱又は窓枠に四隅を打ち付けておくこと。

イ、硝子窓はパテが落ちて、硝子の枠に密着してないことのないよう、注意すると共に、若し間に合わない場合は釘又は木片で打ちとめて振動しないようにすること。

ウ、風による飛散物で硝子戸が破壊されるのを防止するため外側にむしる、ごさ、板等を打ち付けて養生すること。

(2) 屋根

ア、ルーフィング、トン

てとれている場合が多いから、点検してよく打ちつけておくこと。なお、斜に貫又は小中板で押え打ちするが、石等のおもしをのせておくこと。

イ、トタン、スレート葺等の屋根は入念に点検し、ゆるんでいる箇所を締め直し、打ち付け又は押え板等で釘打ちしておくこと。

ウ、(第三図参照)瓦葺の屋根の被害は、入母屋造りの場合は、入母屋部分の瓦の被害が多いから、南壁、漆喰、モルタル等で面戸漆喰塗をしておくこと。煉瓦、鬼瓦等は針金で緊結しておくこと。

(3) 軒先、庇

軒先、庇部分は、風力によつて、建物中最も浮き上げられる部分であるから、軒先では、樺と野地板部分の接合状態を、あらかじめ注意し、破損、腐蝕したものは補修しておき、又庇では腕木と柱との結合状態をあらかじめ注意し、嚴重にしておくこと。軒出の多いものは下から軒先に釣りをするとよい。

(4) 建物の補強

風圧力を受けた建物を倒

潰から防ぐために、筋違、控柱等で補強して、三角部分をつくと共に柱を土台に緊結しておくことと有効である。特に終戦直後の建物は、次の補強を充分にして下さい。

ア、筋違材は長い敷居と又は大貫を、土台より軒桁まで渡し、大釘(三―五寸)を一箇所三本位の割合で土台、柱、桁等主要構造材に打付ける。貫を二枚使う場合は、たすき掛けに打付けること。

イ、施行の悪い家屋、老朽の家屋又は台風の影響が著しい位置にある家屋等は、応急的に控柱を支えるとよい。控柱は杉丸太、角材で上部を主要な柱の上部に大釘又は鋸で打付け、下部を打抗に緊結し、根がせを取付け、石等で支える。

ウ、土台と柱は金物又は板鍔で緊結しておき、土台は基礎にアンカーボルトで緊結しておくこと。控柱を設けて、風圧によつて、建物が浮上つて倒潰するのを防ぐ。

(第五図参照) 柱と梁、桁との接合部分

ゆるんでいるときは、ボルト、金物等で緊結するか、柱の弱い場

合は、添え柱を設けて緊結すること。

(5) 看板、日除(ブラインド)

支障のない限り取りはずし、やむをえない場合は事前に修理、補強して、飛散による歩行者の危害を予防すること。

(6) 塀

塀には控柱による補強のほか、小割材、針金、縄等で抗壁木、家屋等に緊結すること。

(7) 煙突、広告塔

関西地方を襲つたジェー

II 工事中の家屋における台風予防について

の締付を充分にし、筋違を外壁、内壁とりに釘打ちし、通し貫を楔締めし足代、丸太等で控柱をとり付けること。大規模のもの、とら綱を張ること。

なるべくこの季節には棟上げをさけたが、工事の進行状況に応じて対策を考えなければなりません。既存の家屋に比べて目の届かない所が多いため、被害も往々にして、大きくなり勝ちです。から、気象情報に応じて充分補強養生をするように心掛けて下さい。

1 環境の整備

家屋の敷地、周辺の清掃その他既存建物の場合と同じです。

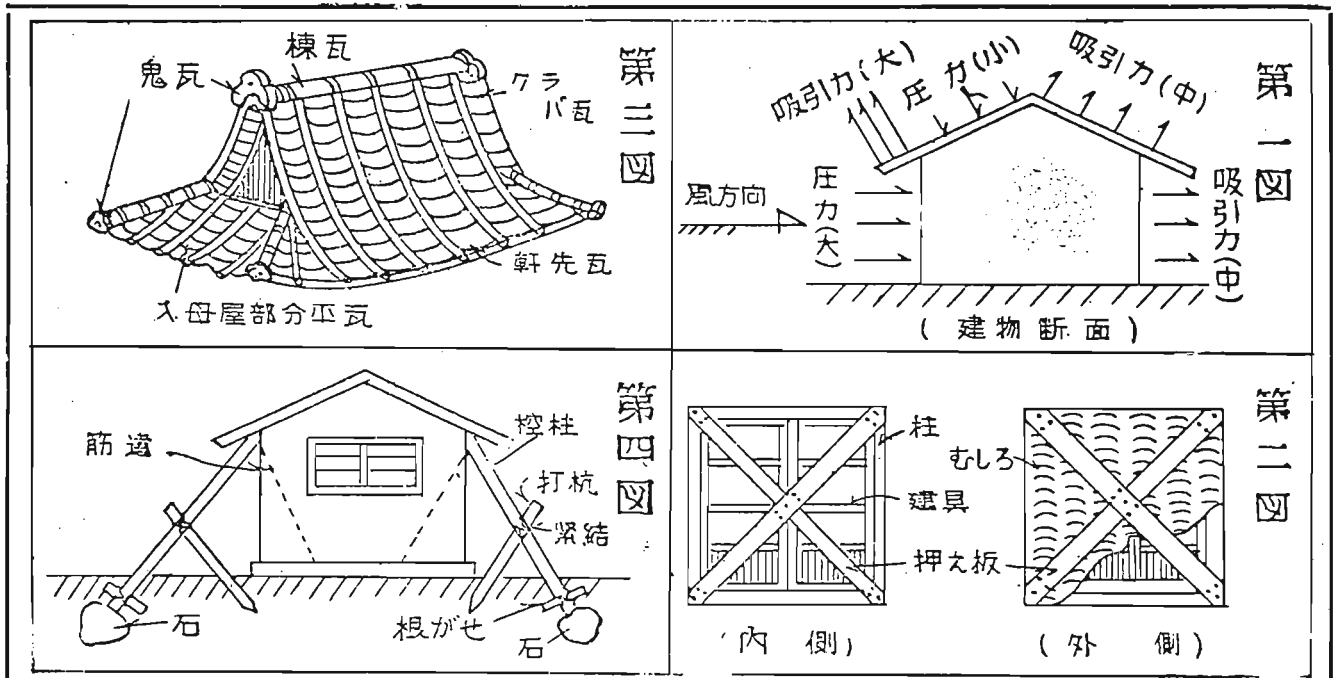
2 工事の進行に伴う対策

(1) 上棟したばかりの骨組だけの建物は、緊結金物

ン台風では、広告塔、支線煙突の被害が多かつたが、その予防対策としては、広告塔の場合には材料の腐蝕部分を点検し、その補修をすると共に、頭倒を防ぐため、控柱を設けるとか、基礎を大きくコンクリートで打ち増すとか、基礎の重量を増加するようにする。広告塔で屋上部分にあるものは、被害が大きいから、番線やとら綱を張る等特に注意を要す。

(2) 荒壁完了した工事の場合、上記の補強をすると共に、壁が風雨に流されぬよう、むしろ、板等で養生すること。

(3) 竣工間際の建物で開口部に建具がない場合は、板又はトタン板で閉鎖して、内部に風をばらまぬようにすること。



日本赤十字社

募金最終報告

昭和二十八年年度赤十字社員増強運動が五月一日より実施され、各地区協議委員各位の絶大なる御協力により好成績を以つて去る五月三十一日終了致し衷心より感謝に堪えませぬ。

募金総額は豊島区の日標額をはるかに突破致し壹百四拾六万式千七百六拾円となり東京都支部管内に於ても優良なる成績を示して居ります。

募金総額を各地区出張所別に区分すれば次の通りでありますので御参考に供したいと思ひます。

出張所名	実額	達成率
第一出張所	三〇,〇〇〇	九〇,〇〇%
第二出張所	二六,〇〇〇	一〇〇,〇〇%
第三出張所	一八,〇〇〇	一〇〇,〇〇%
第四出張所	一四,〇〇〇	一〇〇,〇〇%
第五出張所	一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇%
第六出張所	三,〇〇〇	九〇,〇〇%
第七出張所	二,〇〇〇	一〇〇,〇〇%
第八出張所	一,〇〇〇	一〇〇,〇〇%
第九出張所	一,〇〇〇	一〇〇,〇〇%
その他	七〇,〇〇〇	
計	一,一五七,〇〇〇	一〇九,〇〇%

昭和28年度豊島区歳入歳出追加更正予算

科目	前回までの計	追加更正		計
		額	率	
雑収入	18,736,142	△125,000		18,611,142
繰越金	52,624,452	△13,886,507		38,739,945
都支出金	6,375,373	94,533,672		100,909,045
繰入金		125,000		125,000
歳入合計	351,329,330	80,647,165		431,976,495

科目	前回までの計	追加更正		計
		額	率	
土木費	22,846,009	1,547,181		24,393,190
教育費	150,702,913	74,099,984		224,802,897
産業経済費	1,866,099	5,000,000		6,866,099
歳出合計	351,329,330	80,647,165		431,976,495

住民登録実態調査実施!!

区民生活の利益は正しい登録から!

皆さん!皆さん方の世帯が完全に登録されているでしょうか、住民登録制度が施行されてから七月一日で一周年になります。

折角最初の登録をなされても

- 1 地区市町村から転入して転入届をしない方
- 2 豊島区内で住所を異動して転居届をしない方
- 3 同居世帯が分離したり、或は世帯主が転出又は死亡

等によつて、世帯に変動を生じているが、変更届をしない方

- 4 本籍の市町村に照合したところ戸籍がないもの
- 5 住民票の記載に、誤りや不明な箇所があるもの

等のために、住民票(住民登録の原票)の利用を阻害されているものがあり、これらの方々は直接間接に不利益な処分を受けることがあります。又昨年七月一日現在の住所

区役所では、住民票に記載されている本籍や氏名、生年月日等を戸籍と照合し、或は実際に任んでいるかどうかを調査して、常に住民票の正確を期しておりますが、七月十六日から八月十五日までを、住民登録実態調査期間として、これらのものを対象として、事実の調査を行い(調査員は出張所職員)住民票の整備を図っております。

皆さん!もう一度お調べ下さい。そしてお気付の方は今すぐ出張所にお申出下さい。『明るい生活』は住民登録によつてもたらされます。

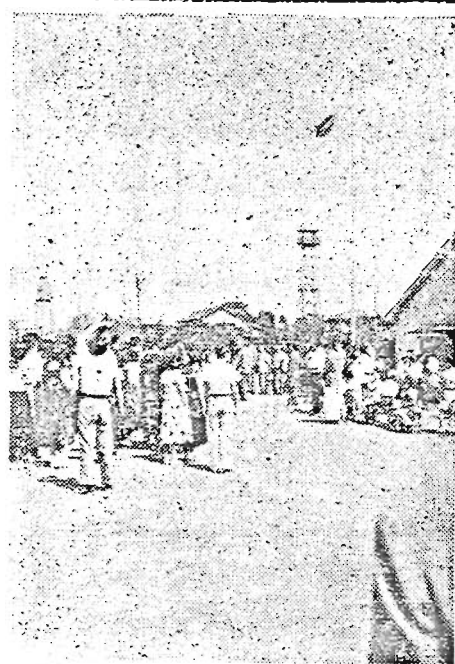
豊島区長杯争奪

区立中学校体育大会終る

久しぶりの好天気にも恵まれ、十二日午前九時区警総合グラウンドにおいて、区立中学校の精鋭約五百名の参加の下に開会式を挙げる、優勝杯(豊島区長杯)の返還、教育委員長及来賓の挨拶、選手宣誓があつて式を終了。豊島区長杯をめぐり、一大スポーツ絵巻をくりひろげ、十三日午後次の成績により盛會裡に大会を終了した。

- 野球 第一位 高田 中学 第二位 雑司谷 中学 第三位 道和 中学 大塚 中学

- 女子 第一位 千川 中学 第二位 池袋 中学 第三位 道和 中学
男子 第一位 千川 中学 第二位 真和 中学 第三位 道和 中学
女子ソフトボール 第一位 高田 中学 第二位 第十 中学 第三位 真和 中学 千川 中学



塵芥の処理を行つておられます

区民各位の御協力をお願い致します

蚊、蠅のいない住みよききれいな豊島区建設のため、除草は勿論、定期下水掃除、薬剤撤布、又は自宅周辺の整理等区民各位の積極的な御協力と御理解により、着々と衛生豊島確立の美を示して参りましたが、最近区内各所に塵芥の堆積しているのを散見、又、しばしば区民より本区世話係あて苦情の申立もありますので、調査したところ、清掃出張所の手不足による、処理もれと判明、これらが蚊、蠅の発生源となり、強いては伝染病多発のもととなるを豫想されるので、本区土木課の一部をさき徹底的にこの際塵芥の処理を行うことに決定し既に報告をうけてあるものに対して、去る十一日から第一地区を手始めに清掃を行つております。

豊島区消毒衛生推進委員発足

当区の衛生事業の諸施策については、区民各位の平素の熱心なる御協力により、多大の効果を挙げつつあることは周知の事實であります。衛生事業の推進を標榜する本区衛生諸事業の実際活動は今後益々積極的に行われると共に、その重要性を加えるものと思料されますので更に区民と一般の保健衛生思想の普及徹底を期するため、一豊島区消毒衛生推進委員制度」を設置し、各地区夫々一名(管内居住業部)計九名を委嘱発令し発足することとなり、去る十五日区役所において、須藤

- 一、七月十一日より第一回特別塵芥処理を第一出張所管
二、区内各位におかれましても、不断の清掃を心掛けられると共に次の事態について積極的な御協力をお願い致します。
三、土木課はこの通知に基いて計画を立案し、第二次以下の塵芥の処理をいたします。
四、雑草を刈取るようお願い致します。
五、刈取つた後は、消毒薬を撤布して蚊や蠅の発生を防止するよう重ねてお願い致します。

各階層と衛生懇談会開催

- 伝染病予防の一環として、積極的な御協力を願うため、区内四師会(医師会、歯科医師会、獣医師会、薬剤師会)と、農業者組合、及生花商代表者、及宮川清掃出張所長、町田保健所長他関係職員、区側より三芳民生課長、湯ノ口厚生係長出席、次の通り懇談会を開催し、協力を懇請するとともに、意見の交換を行った。
○四師会懇談会
日時 七月十七日午後二時
場所 区議会議場
出席者 医師会 六名
○魚商、青果商及生花商代表懇談会
日時 七月二十日午前一時
場所 区役所内職員会館
出席者 青果業組合支部会 三名
鮮魚商組合支部会 四名
生花業豊島支部長 一名
○佛教連合会懇談会
日時 七月二十四日午後二時
場所 区役所内職員会館
出席者 会長 一名
常任理事 三名
理事 七名

富浦臨海学園開園式挙る

かねて区立中学校の夏期施設の開設について、各方面の要望により選定中のところ、この程千葉県安房郡富浦町に開設を決定、鋭意開設準備中であつたが七月二十二日同所において、開園式を挙る。同時に、廿五日入園生として池袋中学校生徒五十名を收容した。以後概ね三泊四日の予定で区立中学校生徒希望者を收容するはずである。